附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和七年四月一日から施行する。

（軽油引取税に関する経過措置）

2　この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）第二条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）附則第十二条の二の七第二項において準用する旧法第百四十四条の二十一第一項又は第二項の規定により交付を受けた免税証又は免税軽油使用者証（この政令による改正後の地方税法施行令附則第十条の二の二第一項に規定する船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取りに係るものに限る。）に係るこの政令による改正前の地方税法施行令（以下「旧令」という。）附則第十条の二の二第八項において準用する旧令第四十三条の十五第四項又は第十項に規定する有効期間が施行日以後に満了する場合には、これらの規定にかかわらず、当該有効期間は令和七年三月三十一日に満了したものとみなす。

総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

地方税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百三十八号

地方税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）の一部の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の二第一項第一号ロ(1)及び(2)並びに第七十二条の八十の二第六項並びに附則第三条の二の三第一項及び第二項並びに第八条の三の四第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第十条の三を第十条の七とし、第十条の二を第十条の六とし、第十条の次に次の四条を加える。

（払込資本の額）

第十条の二　法第七十二条の二第一項第一号ロ(1)に規定する政令で定める金額は、資本金の額又は出資金の額と総務省令で定める金額との合計額とする。

（相互会社に準ずるもの）

第十条の三　法第七十二条の二第一項第一号ロ(1)に規定する政令で定めるものは、保険業法第二条第十項に規定する外国相互会社とする。

（法第七十二条の二第一項第一号ロ(1)及び(2)の政令で定める場合）

第十条の四　法第七十二条の二第一項第一号ロ(1)に規定する政令で定める場合は、地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）の公布の日以後に、同号ロ(1)の当該法人（以下この項において「当該法人」という。）と同号ロ(1)の当該特定法人（以下この項において「当該特定法人」という。）との間に完全支配関係（法人税法第二条第十二号の七の六に規定する完全支配関係をいう。以下この条において同じ。）があり、かつ、当該法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人（法第七十二条の二第一項第一号ロ(1)に規定する特定法人をいう。以下この条において同じ。）が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人（法人税法第二条第十二号の七の六に規定する完全支配関係がある全ての特定法人をいう。以下この条において同じ。）が有するものとみなした場合において当該いずれか一のものが有するものとみなした株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものと当該法人との間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるとき（当該特定親法人と当該法人との間に当該特定親法人による完全支配関係があり、かつ、当該法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものと当該法人との間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるとき（当該法人以外の特定法人による完全支配関係に限る。）がある場合を除く。）とする。

2　法第七十二条の二第一項第一号ロ(2)に規定する政令で定める場合は、地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）の公布の日以後に、同号ロ(2)の当該特定親法人（以下この項及び次項において「当該特定親法人」という。）又は当該事業年度において同号ロ(2)の当該法人（以下この項及び次項において「当該法人」という。）との間に完全支配関係がある全ての特定法人（当該法人の発行済株式等（法人税法施行令第四条の二第二項に規定する発行済株式等をいう。次項において同じ。）を保有するものに限る。）と当該法人との間に完全支配関係があり、かつ、当該法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものとみなした場合において当該いずれか一のものと当該法人との間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるとき（当該特定親法人と当該法人との間に当該特定親法人による完全支配関係があり、かつ、当該法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものと当該法人との間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるときを除く。）とする。

3　前項の規定を適用する場合において、当該事業年度において当該法人との間に完全支配関係がある特定法人が一又は二以上の法人の発行済株式等を保有するときにおける当該一又は二以上の法人が他の法人の発行済株式等を保有するときは、当該特定法人は当該他の法人の発行済株式等を保有するものとみなす。

（法第七十二条の二第一項第一号ロ(1)の政令で定める額）

第十条の五　法第七十二条の二第一項第一号ロ(1)に規定する払込資本の額のうち政令で定める額は、第十条の二に規定する総務省令で定める金額とする。

第三十五条の七の三の見出し中「分割」を「分割等」に改め、同条第一項中「第四項」を「第五項」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、「法人課税信託」の下に「又は公益信託」を加え、「又は受益者」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　法第七十二条の八十の二第一項の規定の適用を受けた公益信託（法第七十二条の八十第一項ただし書に規定する公益信託をいう。次項において同じ。）に対する法第九条の四第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「事由」とあるのは、「事由又は公益信託に関する法律（令和六年法律第　号）第三十三条第三項の規定により読み替えて適用する信託法第五十六条第一項に規定する特定終了事由」とする。

第六十一条中「第八条の五」を「第八条の四」に、「第九条の三」を「第九条の四」に改める。

附則第三条の二の三第一項中「附則第三条の二の四第一項」を「附則第三条の二の三第一項」に、「公益法人等に」を「公益法人等（同条第三項第三号の規定の適用がある場合には、同号に規定する主宰受託者）に」に、「の住所」を「（個人を除く。）の住所」に、「主たる事務所又は」を「本店又は主たる事務所若しくは」に改め、同条第二項中「附則第三条の二の四第二項」を「附則第三条の二の三第二項」に、「公益法人等に」を「公益法人等（同条第三項第三号の規定の適用がある場合には、同号に規定する主宰受託者）に」に、「の住所」を「（個人を除く。）の住所」に、「主たる事務所又は」を「本店又は主たる事務所若しくは」に改める。

附則第六条中「附則第八条の三の三第一項」を「附則第八条の三の三」に改め、「第七十二条の二第一項第一号ロ」の下に「(1)及び(2)を除く。」を加え、同条を附則第五条の七とし、同条の次に次の一条を加える。

（対象法人等に該当するものであることを証する書類）

第六条　法附則第八条の三の四第一項の規定の適用を受ける法人は、同項の規定の適用を受ける事業年度の法第七十二条の二十五、第七十二条の二十六第一項ただし書、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九の規定による申告書に当該法人が法附則第八条の三の四第一項に規定する対象法人又は同項に規定する五年以内株式等取得等法人に該当するものであることを証する書類として総務省令で定める書類を添付しなければならない。